主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

被告人Aの弁護人石橋信の控訴理由、被告人Bの弁護人徳岡一男の控訴理由、同安藤国次の控訴理由、被告人Cの弁護人中島登喜治、神垣秀六の控訴理由は、いずれも、末尾に添附する各控訴趣意書と題する書面に記載するとおりである。

〈要旨第一〉ところで、犯罪の被害者またはその法定代理人が、司法警察員または検察官に対し、犯罪事実を申告して、〈/要旨第一〉犯人に対する処罰を求める意思を表示したときは、これ明らかに告訴ありたるものというに妨げないのであるから、それが口頭によつてなされたものに、その旨を録取した書面が「供述調書」の形とってきである。本件事犯の被害者〇〇〇子の法定代理人である実母Dの司法警員Eに対する供述調書(昭和三二年八月二五日付)の内容を見るに、そこには本学事犯につき犯人に対する処罰を求める旨の意思が表示されていることが明高書といるのであるから、該調書はまさに告訴権者Dの告訴を録取した有効な告訴調書(同年わなくてはならないし、また、被害者〇〇〇子の検察官に対する供述調書(同年九月一三日付)においても、明らかに右と同様の趣旨を観取し得られるのであるから、本件事犯につき告訴のあつたことは、一点疑うの余地はない。

だから、被告人Bに対する本件公訴の提起(同月一四日)の手続は法律上何等欠くる所はないのであつて、弁護人徳岡一男の論旨第一点にいうがごとく、公訴棄却の判決をなすべき筋合ではない。次に、本件は最初、強姦致傷の訴因をもつて公訴とれたのであるが、原審第九回公判において、強姦の訴因が予備的に〈要旨第二〉追加されたのであつた。訴因の予備的追加は追起訴ではない。だから、訴因の予備的追加は追起訴ではない。だから、訴因の予備的追加は追起訴ではない。だから、訴因の予備的追加は追起訴ではない。だから、訴別の事情としても、その取消は法律上有効な消ということはできない。しかも、告訴の取消は告訴と同様に、検察官または、導際員に対する意思表示によってなされなければならないのであつて、ただ、単論の提起前に有効な、告訴の取消のあったことを認むべきかの絶えてない以上、本件公訴を棄却する判決をなすべきいわれはない。ようにという事にはならない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 中野保雄 判事 尾後貫荘太郎 判事 堀真道)